

令和5年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和5年12月19日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 第 3 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について
- 第 5 同意第 7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第 6 同意第 8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について
- 第 7 同意第 9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について
- 第 8 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第24号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第26号 農業委員会委員の任命について
- 第25 同意第27号 農業委員会委員の任命について

- 第 2 6 議案第 6 0 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 議案第 6 1 号 京丹波町職員ゝ給与に関する条例及び京丹波町一般職ゝ任期付職員ゝ採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 8 議案第 6 2 号 京丹波町会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 9 議案第 6 3 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 6 4 号 京丹波町水道事業ゝ設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 6 5 号 令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 2 議案第 6 6 号 令和 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 3 議案第 6 7 号 令和 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 4 議案第 6 8 号 令和 5 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 5 議案第 6 9 号 令和 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 6 議案第 7 0 号 令和 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 7 議案第 7 1 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 8 議案第 7 2 号 令和 5 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 9 議案第 7 3 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 0 同意第 2 8 号 農業委員会委員ゝ任命について
- 第 4 1 議案第 7 4 号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 2 議案第 7 5 号 令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 4 3 発委第 6 号 京丹波町議会議員ゝ議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 4 発委第 7 号 帯状疱疹ワクチンゝ定期接種化及び助成制度ゝ創設を求める意見書
- 第 4 5 発議第 1 号 地域公共交通ゝ維持・確保に関する意見書
- 第 4 6 閉会中ゝ継続調査について
- 第 4 7 議員派遣の件

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 山 崎 裕 二 君 |
| 2 番  | 山 崎 眞 宏 君 |
| 3 番  | 畠 中 清 司 君 |
| 4 番  | 伊 藤 康 二 君 |
| 5 番  | 居 谷 知 範 君 |
| 6 番  | 西 山 芳 明 君 |
| 7 番  | 隅 山 卓 夫 君 |
| 8 番  | 谷 口 勝 己 君 |
| 9 番  | 山 田 均 君   |
| 10 番 | 東 まさ子 君   |
| 11 番 | 松 村 英 樹 君 |
| 12 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 13 番 | 梅 原 好 範 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 畠 中 源 一 君 |
| 副 町 長       | 山 森 英 二 君 |
| 総 務 部 長     | 松 山 征 義 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 産 業 建 設 部 長 | 栗 林 英 治 君 |
| 企 画 情 報 課 長 | 堀 友 輔 君   |
| 総 務 課 長     | 田 中 晋 雄 君 |
| 財 政 課 長     | 山 内 明 宏 君 |
| 管 財 課 長     | 藤 井 知 宝 君 |
| 税 務 課 長     | 小 山 潤 君   |
| 住 民 課 長     | 久 木 寿 一 君 |

福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	藤井雅文君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	堀内浩二君
会計管理者	樹山敬子君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	十倉隆英君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会議務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

早朝より傍聴、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業等について協議が行われました。

12月8日に交通網対策等特別委員会が開催され、所管課よりJRバス園福線の状況報告を受けるとともに、地域公共交通の維持・確保に関する意見書（案）について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、委員会による提出予定議案等について協議されました。

12月15日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、各所管課より都市緑化フェア基本構想、また、地域防災計画改訂について説明を受けるとともに、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、自主放送番組での放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、同意第4号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第4号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

《日程第3 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

《日程第4、同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

本件及び次の同意第7号、8号、9号については、個人ごとに同意を得るのが本来の形ではありますが、議案ごとに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより同意第6号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第6号 京丹波町松山財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

《日程第5、同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第7号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

《日程第6、同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定いたしました。

《日程第7、同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第9号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、同意することに決定いたしました。



《日程第 8、同意第 10 号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第 8、同意第 10 号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

同意第 10 号から同意第 27 号までの各農業委員会委員の任命についての表決は起立により行います。

これより同意第 10 号を採決します。

同意第 10 号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第 10 号は、同意することに決定いたしました。

《日程第 9、同意第 11 号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第 9、同意第 11 号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第 11 号を採決します。

同意第 11 号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第 11 号は、同意することに決定いたしました。

《日程第10、同意第12号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第12号を採決します。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は、同意することに決定いたしました。

《日程第11、同意第13号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第13号を採決します。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は、同意することに決定いたしました。

《日程第12、同意第14号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第14号を採決します。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第14号は、同意することに決定しました。

《日程第13、同意第15号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第13、同意第15号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第15号を採決します。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第15号は、同意することに決定いたしました。

《日程第14、同意第16号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第14、同意第16号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第16号を採決します。

同意第16号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第16号は、同意することに決定いたしました。

《日程第15、同意第17号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、同意第17号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第17号を採決します。

同意第17号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第17号は、同意することに決定しました。

《日程第16、同意第18号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第16、同意第18号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第18号を採決します。

同意第18号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第18号は、同意することに決定しました。

《日程第17、同意第19号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、同意第19号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第19号を採決します。

同意第19号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第19号は、同意することに決定いたしました。

《日程第18、同意第20号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、同意第20号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第20号を採決します。

同意第20号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第20号は、同意することに決定いたしました。

《日程第19、同意第21号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第19、同意第21号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第21号を採決します。

同意第21号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第21号は、同意することに決定いたしました。

《日程第20、同意第22号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第20、同意第22号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第22号を採決します。

同意第22号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第22号は、同意することに決定いたしました。

《日程第21、同意第23号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第21、同意第23号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第23号を採決します。

同意第23号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第23号は、同意することに決定いたしました。

《日程第22、同意第24号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第22、同意第24号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第24号を採決します。

同意第24号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第24号は、同意することに決定いたしました。

《日程第23、同意第25号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第23、同意第25号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第25号を採決します。

同意第25号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第25号は、同意することに決定いたしました。

《日程第24、同意第26号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第24、同意第26号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第26号を採決します。

同意第26号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第26号は、同意することに決定しました。

《日程第25、同意第27号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第25、同意第27号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松村英樹君の退場を求めます。

(松村英樹君 退場)

○議長(梅原好範君) これより質疑を行います。

質疑ありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第27号を採決します。

同意第27号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第27号は、同意することに決定いたしました。

松村英樹君の復席を求めます。

(松村英樹君 復席)

《日程第26、議案第60号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第26、議案第60号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 常勤特別職も加算率を20%にするという議案も含まれております。加算率をこのまま京丹波町も20%にした場合、府内の市町村で京丹波町の20%を含む加算率の平均はどれぐらいになるのか。もし京都市を除く平均も分かっていたらお示しいただきたい。

引下げに伴う影響額として、ただいま3.2か月分の期末手当で92万円といったところが示されております。このまま3.35か月で条例を可決した場合の引下げに伴う影響額は幾らになるのか、分かっていたらこちらもお示ししていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 引下げの加算率のまず平均ということでございます。京都市を除きますと21.7%、京都市を含めますと22.6%というふうになっております。

それから、3.35か月での影響額ということでございます。議員が今おっしゃいましたように、全体で議運のときにお示しをさせていただきましたように92万何がしという金額

になってございます。これが現行の額と比較をいたしました加算率による影響額ということで、年額の影響額というふうに理解しております、これについては3.35を掛けた率で計算をしておったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私も1点お尋ねをしておきます。

今、2条関係で、これまで100分の25と100分の15を乗じて得た額に掛けておったわけでございますけども、合計すると100分の40ということ。それを20に減じる改正ということなんですけども、令和4年度の資料で見ると、これまでの40%というのは京都府下の中で3番目の位置にある。今ありましたように京都市を除くと2番目ですし、町村の関係ではもちろん40という非常に高いわけでございます。近隣町を見ますと、南丹市では加算率が15%ということになっているわけでございますけども、20%という数字、どういうところから20にしたのか、1点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今議員がおっしゃいましたように、従前は40%ということでございます。これにつきましては国基準がございまして、役職加算率でありますとか管理職加算率とそういったものに分けまして、合算したものが今まででしたら40という積算をしておったわけでございます。

先ほど府下平均のお話もさせていただきましたけども、1つは特別職の報酬等審議会によりまして、府下平均の率も一定参考にしてはどうだというご意見もいただきました。

それから、今回の改正につきましては、役職加算率、それから管理職加算率、そういったものの全体の見直しを考えておりまして、それを審議会のご意見を伺いながら国基準であります20%を参考に、今回、20%の引下げを行うということで試算をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほど答弁いただきましたのは、京丹波町を40%のままの加算率で平均を出していただいたんじゃないかなと思うんですけど、私が先ほど質疑したのは、仮に京丹波町を20%にした場合の府内26市町村の平均がどうなるのか。京都市を除いたらどうなるのかといったところでありましたので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 京丹波町が20%になった場合の京都市を除きます平均が20.9%でございます。それから京都市を含めると21.8%です。

ちなみに、町村だけの平均を取りましたら23.8%ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 先ほど報酬等審議会を開催したということでも、いつ開催をされたのか。また、メンバーについては分かっておれば、お尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 開催の日付につきましては10月30日でございます。

それから、メンバーにつきましては、今年度、農業委員の報酬の改定を行っておりまして、そのときのメンバーの方が4人残っていただいておりますし、あと学識経験者ということで、行政書士と弁護士に入っていただきまして、合計で6名の委員さんでお世話になったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第61号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第27、議案第61号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点伺っておきます。

今回、任用職員や職員の関係もあるわけでございますけども、本町のラスパイレス指数というのは府下の中でどの辺にあるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の人勧より以前の数字になりますので、令和4年4月1日時点のラスパイレス指数が93.8でございます。令和3年度よりは0.6ポイント上がっておるといってございますが、府下で申しますと下から2番目ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今、職員の給料の関係で、ラスパイレスで府下で下から2番目ということでございます。職員の採用、募集という関係についても、やはり優秀な職員を募集、採用しようということだと思っておりますけども、そういう場合にやはり賃金というのは非常に大きなウェートを占めておるわけでございますし、募集のときにそういうものも大きな影響があるというふうに聞くわけでございますけども、やはりラスパイレスが府下で2番目に低いという位置にあるということで、これは見直しをして、100に本来するということが基本だと思っておりますけども、その辺の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） ラスパイレス指数につきましては、一般行政職の給与月額を国家

公務員と比較した場合の数字というふうになっておりますが、これが採用等に影響があるんじゃないかというご意見もございます。それについては一定理解をした上で、このラスパイレス指数の改善については努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第62号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第28、議案第62号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の改正は、給料表の改正のみであります。ボーナスの引き上げはないのか。それと、給料表の改正につきましても、正規職員と同じように令和5年4月に遡及しないのかお聞きをします。

それから、勤勉手当が来年度から実施がされますけれども、この規定はしないのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 期末手当につきましては、現行どおり運用するというので、これについては国のほうからの通知もないということでございます。

それから、遡及適用のお話だったと思います。これにつきましては、あくまでうちの会計年度任用職員さんについては、正規職員の補助という形で業務をお世話になっているということございまして、業務の違いで適用日を考えておるということございまして、これについては一定町の判断でさせていただいておるということでございます。特に、業務の違いということございしますが、年度途中での採用でありますとか退職でありましたり、そういったところで一律の対応が難しいというふうにも考えております。

それから、勤勉手当のお話でございますが、これについては現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 給料の遡及もしないということでありましたし、ボーナスの関係もいろいろ検討の結果というふうに受け止めましたけれども、いろいろ理由を言っていただきましたけれども、国のほうでは10月2日の地方公務員の給与改定に関する大臣通知ということで、会計年度任用職員についても一般職員のそれに準じるというふうに通達しております。これで適切にさせていただいているのかなというふうに思いますけれども、改めてもう1回お聞きします。

それから、会計年度任用職員さんの給料でありますけれども、京都府の最低賃金は1時間1,008円でありますけれども、これを下回っている職員というのは存在するのかわからないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今、議員がおっしゃいました通知については承知をしております。それを踏まえた上での町の判断ということで、今回改正の内容を通知させていただいたところでございます。先ほど少し申し上げましたように本町にありましては、あくまで正規職員の補助業務としてそれぞれやっていただく業務についても一定制限をかけてやっていただいております。したがって、そこについては業務の違いで遡及適用しないというふうに判断をしたところでございます。

それから、最低賃金のお話がありましたけれども、これについては給与条例のほうで最低賃

金が上がりましたらそのように対応できるようにもう既に条例改正がされておりますので、最低賃金を下回る職員はないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第63号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第29、議案第63号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 提案になっております改正内容というのは、資料もいただいておりますけれども、出産する方の保険税の減免の内容です。この表を見ておられますと、出産の1か月前と出産予定月とその後2か月ということで4か月ということになるんですけども、本町の場合、現時点で何人ぐらいがこれの対象と見込んでおられるのか。また、免除額はどれぐらい見込んでおられるのかお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 施行が来年の1月1日ということで、それ以降に届出をいただいて対象者を把握するということになります。現時点では対象者の把握はできておりません。

それから、減免の額につきましても対象者が明らかになっておりませんので、それぞれ対象者に対しての所得割があれば所得割の減免、それから均等割の減免ということになります。関連して補正予算も上げさせていただいておりますけども、それにつきましては10月までの出産者の実績を基に見込み算出した額であります。それにつきましては4,500円というふうになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今日の新聞に京丹波町の方が生まれた届出があって、12月に出産されたということになると思うんですけども、来年1月1日からの条例施行なんですけども、この場合は対象となるのか。当然、対象となるべきだと思うんですけども、この条例からするとどうなるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） その方が京丹波町国民健康保険の被保険者であったと仮定します。その場合、12月が出産月になりますので、翌1月と2月、施行が1月1日になりますので、その2か月分が免除ということになります。それから、来年度の12月に出産された場合は、前後4か月が対象になるということになります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案



のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第64号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第30、議案第64号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、19条例の改正を行うということですが、3月に恐らく京丹波町職員定数条例の改正とかも残っていると思うんですが、この19条例の改正に伴って、規則ほか条例以外のものが規定に変わるとかそういった話もありましたが、何個ぐらいが該当しているのか、分かっていたら教えていただきたい。

そして、地方公営企業法に基づく打切決算が来年の3月にあるかと思うんですが、その構えでありますとか地方公営企業法適用に伴う税務署への届出、そういったところもタイムスケジュール的に出てくると思うんですが、そういったところの構えもできているのか、併せて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀内課長、議場の質疑において、ぐらいは不適切なので、ぐらいという文言を使わずに答弁をお願いします。

堀内課長。

○上下水道議課長（堀内浩二君） まず、関係する規則等の改正につきましてですが、今この条例をお認めいただきましたら準備に入ってまいるような形にしておりまして、ちょっと私、今注意を受けたんですが、40余りだったというふうに記憶しております。

打切決算及び税務署や関係機関への調整、届出などにつきましても、現在、担当職員のほうで準備が進められておりまして、今のところスケジュールどおりに進んでおるとい状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） では、新旧対照表の36ページをお願いいたします。

京丹波町水道事業給水条例の新旧対照表になっておりますが、35条、料金を免れた者に対する過料といったところに対して、旧が管理者、そして新を町長に改めるといった内容になっております。本来は、管理者としての町長の権限ではなくて、町の代表者としての町長の権限である過料ですので、これは前回、管理者にすべきところではなかったと思うんですが、そうっておったのを今回直すということですが、今まで管理者の権限として過料を科したことがあったのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀内下水道課長。

○上下水道議課長（堀内浩二君） 今まで過料を科したことはなかったとしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回、公営企業化へ全面移行するというところで、独立採算という立場が強調されると思うんですけども、これまでも必要な財源については、法定内・法定外の繰出金として特別会計のほうへ出していたわけで、公営企業化に移行しても、こういった必要な財源というのは公共の福祉の役割の立場からも必要となりますが、公営企業化全面移行する理由についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道議課長（堀内浩二君） 理由に関しましては、まず公営企業法適用の意義になってくるかと思いますが、公営企業法のほうへ会計を移行することによりまして、経営の成績や行政上、財政の状況がより明確になるというふうになっております。経営の効率化・健全化を図ることが主たる意義というふうにはなっております。

また、今回、直接うちの町が下水道を公営企業化することに関しましては、平成31年1月の総務大臣通知で、下水道事業で人口3万人以下の自治体にあっても適用するようというふうな通知が出ておりましたので、それにも対応しておる形となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 町長に1点お尋ねしておきます。

今回の改正によって、町長が管理者になるということになっております。今もありましたように、地方公営企業法では経営の基本原則というのがありまして、常に企業の経済性を発

揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないというふうになっておるわけでございます。企業の経済性ということで、非常にそういう面では独立採算という面も強まると思うんですけども、これによって今もありましたけども、料金の引上げなどは絶対にすべきでないと考えるわけでございます。現時点での町長、管理者になるわけでございますから、見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 公営企業法全面適用の理由は、今、担当課長から申し上げたとおりでございます。企業の合理性をこれから追求するというところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第65号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（梅原好範君） 日程第31、議案第65号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 22ページ、京丹波味夢の里管理運営事業、維持補修工事の187万

円についてでございます。維持管理・運營業務委託契約書というのが町と指定管理業者の間で交わされております。その中の本施設の修繕という項目の第22条で、町は契約期間中、指定管理者が提案した契約期間全体の大規模修繕を見据えた長期修繕計画を参考とし、維持管理業務において指定管理者が行う軽微な修繕を除き、町の判断及び費用により、必要に応じて、本施設の修繕または大規模修繕を行うものとするという条件があるんですが、これに基づきまして、これまで町が修繕を行ってきた事例はあるのか。またあった場合、どのような修繕であったかということをお尋ねを申し上げます。

それと、施工業者によるメンテナンス契約はあるのか。何年なのか。

それと、今回の修繕、7か所から8か所、私も確認に行かせてもらいまして、5か所は確認しましたが、あとは厨房とかいうことで入れなかったのが、箇所はちょっと覚えてませんが、7か所から8か所の雨漏りであったということでありました。補正予算に示された金額で補修・修繕が完了するかどうか、その点を4点ほどお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 22ページの京丹波味夢の里管理運営事業、維持補修工事の件でございます。

まず1点目、議員もおっしゃいました維持管理・運營業務委託契約、設置当初に結んでおりますが、そこに書いてございます大規模修繕に係る長期修繕計画というのを提出いただいております。それに基づきまして、種々の修繕は今までも行っております。

1つ例を挙げますと、施設自体の構造のことに影響を及ぼすと言われる、例えば駐車場の白線の書換え工事であるとかといったようなことを長期修繕計画に基づいてやっているということございまして、このたびの修繕計画につきましても、この長期修繕計画に記されているというものでございます。

それから、いわゆる管理会社、SPCと言われる会社ですけれども、そこが行ってますメンテの契約といたしますものは、このSPCの会社の契約期間内、今15年になるんですけれども、この契約期間内においてSPCが他会社と契約を結んでおる。期間については、この指定管理の業務委託契約の期間内であるというふうに伺っているところでございます。

それから、今回のこの工事に係ります雨漏りについてでございますけれども、この額でというふうにおっしゃっておりますが、細かく申し上げますと全面調査等々につきましては、このSPCがランニングのコストという形でやっております、その調査に基づいて改修する箇所を特定した上で、この費用でもちまして工事をするというような計画になってございますので、精査をいたしましてこのように計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

居谷君。

○5番（居谷知範君） 事項別明細書11ページ、12ページになります。

2款、総務費、1項、総務管理費、10目、交通対策費、18節、負担金、補助及び交付金の交通対策一般事業における路線バス運行支援金769万3,000円についてです。この支援金につきましては、私もちょっと委員会を傍聴させていただきましたが、国や京都府からの支援金を含めると4,300万円を超える大変大きな事業ということになっております。本事業では、来年3月末に廃止となります西日本JRバス園福線の代替として、中京交通と京都交通が4月より運行スタートするわけですが、中京交通分に関わります支援金につきましては、運行支援に当たってのイニシャルコスト、いわゆる導入初期費用、具体的にはバス停の標柱であったり、AIカメラやバスロケーションシステム、ICカードの読み取り機器の導入という説明がありました。

この点につきまして、まずAIカメラはどういった利活用のされ方をし、そのデータは今後の業務や乗客へのサービスへどのように生かされていくのかお伺いします。

また、バスロケーションシステム、これはバスの位置情報を確認するものだと思いますが、運行の管理面のみで使用されるものなのか。それとも、スマホなどで乗客にも分かるようなシステムになるのかお伺いします。

さらに、最後もう1点、ICカードにつきましては、現在運行しております西日本JRバスでは、ICOCAなどの全国の交通系カード10種類が利用できるということになっておりますが、今後どのような券種に対応していくのか、併せてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、AIカメラでございますけども、どの停留所で何人の乗降があったのかカウントを行いまして、乗降調査に活用されるところでございます。

それから、バスロケーションシステムでございますけども、スマートフォンなどでバスの位置情報がどなたでも確認ができるものとなりまして、走行位置や遅延状況が確認できることとなります。

また、先ほどのAIカメラと連携しまして、利用状況として残り何人乗車できるかといったことも確認ができるようになるということでございます。なお、停留所の時刻表にシステムのURL等の記載をして取得いただけるようなことを検討しておるということでございます。

す。

次に、ＩＣカードでございますけれども、現状の西日本ＪＲバスで使用しているＩＣカードの読み取り機同様、全国の交通系ＩＣカード１０種類が利用できるということを確認しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

畠中君。

○３番（畠中清司君） １点伺いたいと思います。

１４ページのスマホ体験型講習業務委託料の１３７万５，０００円の減額の要因を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 今回、総務省のデジタル活用支援推進事業の申請をしております、採択されたということで減額をして事業を実施しておるということでございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○３番（畠中清司君） 関連ですけれども、来期も広報されるのか分かりませんが、回数と人数、この辺が分かれば伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、内容でございますけれども、基本的なスマートフォンの操作方法、ＳＮＳの使い方、インターネットの利用方法、あんしんアプリの取得なり操作の方法を内容としておりまして、回数なり人数でございますけれども、総務省から２つの事業採択されまして、２回実施をしております。１回目が９月１３日から１０月１３日の間で１０日間開催いたしまして、延べ５８人が参加をいただいております。２回目が１１月７日から来年１月２５日の間で１６日間の開催を予定しておりまして、現在、１２回が終了しまして、延べ９０人の参加ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○１番（山崎裕二君） 事項別明細書の７ページ、８ページ、お願いいたします。

ふるさと応援寄附金に関わって、１億円の追加の寄附を見込むということになるわけですが、今、京丹波栗リファインプロジェクト、１，８５３万５，０００円集まっております。目標額が１，５００万円だったので１２３％というふうになっておるんですが、これが京丹

波町のファンを獲得するためのシンボリックなクラウドファンディングかなというふうには思っておるんですが、昨年であるならば、ちょっとこれは長過ぎたかなと思うんですが、4月29日まで延長してやっております。今年1月10日前後に終了となっておりますので、当初予算の関係とかもあるのかなというふうには思っておるんですが、京丹波町のファンを獲得するシンボリックなクラウドファンディングでありますので、もう少し延長することを考えてはいないのかどうか、まずそれが1点です。

そして、2点目ですが、同じくふるさと納税なんですが、財政制度等審議会財政制度分科会というものが令和5年10月4日に開催されておまして、そこでふるさと納税についての議論がありました。議事録が出てくるまでちょっと間があって、その間ちょっと衝撃があったわけなんです、主計官に当たる方がどういうふうに議論を投げかけたかといいますと、町長にお任せを選択する割合というのが、うちでも大体同じぐらいだと思うんですが、3割から3分の1ぐらいになっているというふうに思います。それは、特定財源ではなくて、一般財源として扱う、つまり基準財政収入額に入れる。経費が50%ぐらいかかってますので、1億円の町長にお任せがあったとしたら、5,000万円ぐらいを基準財政収入額に入れるとかそういう話にしかならないと思うんですが、そうなった場合に、当然、普通交付税が減ります。そういったところの構えというか検討をしておくべきと考えますが、どのような今現状にあるか。

そして、もう1点、9ページ、10ページです。

先ほどもありました味夢の里の改修事業に関して、合併特例事業債を180万円充てるということになっております。道の駅「京丹波 味夢の里」は、過疎債で主に起債してほとんどができたんじゃないかなと思うんですが、今回、合併特例事業債を使う意図、意味、そういったところをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、1点目でございます。

ふるさと応援寄附金に係ります栗リファインプロジェクトのガバメントクラウドファンディングの件でございますけれども、議員おっしゃいますように、我々も本町の魅力発信のシンボリックな事業として捉えておるところでございます。しかし、議員も少しおっしゃったんですけれども、この時期に期限を設定してというのは予算の関係もございまして、行政でございますので、予算との兼ね合いでそのような設定をしておりますが、その延長の可否につきましては、今慎重に議論をしているというところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） ふるさと納税に係ります国の協議の話だと思うんですけども、地財審の審議の中で出てきた話ということで、確かに、ふるさと納税に係る寄附金を地方財政計画上の中の一般財源化をしたらどうかという話であったかと思います。現在、この話、まだ進行中のことですので、具体的なことは出てきませんが、想定されるのは、1つ、マクロ的なところでの一般財源化というところで、国が地方財政計画を立てる上で地方の一般歳出を図る、ここの計算式の中にこういったふるさと納税の特定財源の部分を一般財源化して全体を図ると。結果どうなるかということ、地方への一般歳出の部分が減ってくるというようなことが想定されるんですけど、もう1個は、今議員がおっしゃったように、個々の段階で一定のそういった基準財政収入額での措置が出てくることも考えられます。現在のところ、あくまでもまだ想定というか進行中の話ですので、今後の推移を注目したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 味夢の里の改修事業の地方債の関係でございます。昔は過疎債を使っておりましたが、今回、合併特例債を使ったということでございますが、過疎債の枠がもう終わっておるといいますか割落としをされておまして、もう現在活用できませんので、合併特例債で措置をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 1点は、今もございましたけれども、ふるさと納税の寄附金ということで8ページです。1億円追加ということになっておるんですけども、令和5年度の最終的なふるさと納税の寄附額というのは幾らぐらい見込んでおるのか、お尋ねを1点しておきたいと思います。

それから、10ページ、諸収入の中にクリーンエネルギー導入促進事業補助金というのが110万円ありまして、福祉支援課と情報センターというような説明があったんですけども、具体的にはどういうのが対象になって、どういう補助金なのか伺っておきたいと思います。

それから、歳出の12ページですけども、交通対策一般事業、路線バス運行支援金ということで、今回、769万3,000円が初期投資ということで予算計上されてるんですけども、先ほどちょっと質疑の中でもありましたけれども、総額は幾らなのかということをご



めて伺っておきたいということ。京丹波町と南丹市と福知山市ということになるかと思うんですけども、距離で案分というように聞いたわけでございますけれども、主体的な事務局をどこが担っているのかということ。国も、京都府も、当然これに対する支援金もあるわけでございますけれども、全体の初期の事業費としては幾らで、今後、運行に対して当然支援をせんなんということになっておりますが、これについてはまだ全体の額というのは決まっていないのか、併せて伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ふるさと応援寄附金の件でございます。当初予算、歳入予算が2億5,000万円で見積もっておりまして、このたび1億円の補正予算の計上をさせていただいて、ご審議いただいておりますということでございます。合わせまして3億5,000万円の寄附金額を想定し、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、10ページのクリーンエネルギー導入促進事業補助金110万円の分でございます。車種によって補助金が違って来るんですけども、今回、情報センターと福祉支援課のほうで同じ型を導入いたしまして、軽自動車でございますけども、電気自動車を導入しまして、国から補助金をいただいたということでございます。2台分でございます。

続きまして、バスの関係でございます

今回の中京交通さんのほうからお示いただきました総額でございますけども、1,000円単位で申し上げますと、4,317万8,000円が総額ございまして、本町につきましても769万3,000円を負担するというものでございまして、それから、距離案分となっておりますので、率で本町が17%負担というようなことで算出されたものでございます。

それと、事務局的なところということでございますけれども、今回の運行に当たりましては、沿線地域公共交通活性化協議会の中で運行についての協議がされまして、そこで承認をされて、今回、国に申請をされて、4月1日からの運行がかなうというものでございます。

総額につきましても、まだ今後お示しをいたしまして、当初予算のほうでお示しをさせていただくというものでございますけども、基本的には、国、京都府が補助金を打ちまして、その残りを沿線市町で負担をしていくというような形になります。それは、南丹市、京丹波

町、福知山市でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 14ページの戸籍住民基本台帳費であります。委員会で聞いていたわけでありませけれども、振り仮名を記載するというので、委託料というのはJ-LISに委託するのですか。

それと、振り仮名をつけるのに振り仮名が正しいかどうかという点では、住民的には確認作業みたいなものが私たちのところに来るのかどうか。また、いつ頃までにこれは完成するべきものなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず、戸籍住民基本台帳と戸籍電算システムの補正予算でございますが、まず、戸籍法の改正によりまして、戸籍に氏名の振り仮名を追加することになりました。それを基に、住民票等の記載事項に戸籍に記載された振り仮名を追加するという、住民基本台帳法の改正によって措置されるものです。

さらに、マイナンバー法と公的個人認証法の改正によって、マイナンバーカードと署名用電子証明書に氏名の振り仮名を打つ、また、海外への対応のためにローマ字を打つということも想定されております。これにつきましては、振り仮名をどういうふうに把握していくかということなんですが、まず、戸籍関係の書類への振り仮名対応につきましては、戸籍法の改正が令和5年6月9日公布になっておりまして、施行は、その日から起算して2年を超えない範囲となっております。したがって、令和7年6月までに施行がされるということになりまして、戸籍の振り仮名が始まるのがそれからということになります。

あわせて、その振り仮名をどのように把握していくかということになりますが、住民票を基に、今の住民票の読み方というのを把握しておりますので、それを基にそれぞれに文書で通知する。文書で通知された方は、マイナポータルか文書によって届出をしていただくということで、それが1年間かけてということになります。以降なければ、住民票の読み方を参考に職権で記載していくというような流れになると現時点では聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、クリーンエネルギー導入促進事業補助金ということで説明を受け

たんですけども、地球温暖化防止の取組、行政として積極的に取り組んでいかなんというふうに思うんです。今回、16ページで、共同作業所運営委託料ということで車の更新というのが上がっておったんですけども、本町はいろいろ公用車を抱えておるわけでございますし、やはりそういう点では、クリーンエネルギーの導入というのは積極的に取り組んでいくべきだと思うんですけども、その辺の基本的な考え方というのはあるのかどうか。あくまでも担当課が判断するということなのか。町として積極的に電気自動車などを更新時には買い換えるというようなそういう考え方はないのかどうか、伺っておきたいというふうに思います。

それから、歳入で、ふるさと応援寄附金のことを聞いたわけでございますけれども、今回、12ページでふるさと応援寄附金事業ということで、1億円の基金への繰入れと併せて、費用として4,237万4,000円というのが上がっておるわけでございます。今年、総額3億5,000万円というふるさと納税の想定額をお聞かせ願って、今後これを5億円とか10億円とかに目指していくということだと思っておりますけれども、そういう場合に今後の考え方として、当然、基金条例がありますので、寄附をいただいた分は基金に入れて、それを取り崩して充当していくということになっておるわけで、本町の場合は、返礼品とかいろんな経費を一般財源を充当して運営しておるわけでございますけれども、やはり寄附額が大きくなるほど一般財源からの持ち出す分が増える。いただいた寄附を取り崩して一般会計で使うなら一緒だと言いますが、やはりそれはまた目的がいろいろあるわけでございますから、それは基本的な考え方としては違うと思うんです。将来的にいただいた寄附金の中でいろんな経費も充当していくというのは本来の考え方だと思っておりますけれども、亀岡市は、30億円とかそういう規模の大きい寄附を集めておられるわけございまして、一旦、当然基金に入れて、その基金の中から経費も取り崩してやっておるということございまして。本町の場合についても、寄附額が増えるほど大きくなるわけでありまして、そういうふうを考えるべきだと思うんですけども、例えば5億円を超したらそういうように考えていかなんということなのか。その辺のことは一般財源にあくまでも充当して、費用はそこで賄っていくということなのか、その点伺っておきたいと思えます。

それから、28ページの学校給食費の関係で、会計年度任用職員の人件費が減っておるわけでございますけれども、何人の方が退職をされたのか。

また、作業といいますか仕事上、辞めたり採用されたりという関係では割合多いわけございまして、職場の責任者というのは、正職員がちゃんと当たっておるのかどうか、ちょっと併せて伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 1点目お尋ねがございましたクリーンエネルギーの補助金の関係でございます。

一例といたしまして、共同作業所の運営委託料の増額の件を挙げていただいていたかと思いますが、本町といたしましても、公用車の用途に応じまして、できるだけ電気自動車等も活用をしていきたいと思っておりますけれども、今回、共同作業所のほうにつきましては、軽自動車の4人乗りで荷物も乗せる余裕がある。そしてまた利用者の方が乗降しやすいように車内の段差が少ないとか天井が高いほうがよいと、そういう車両の用途に必要な内容もございましたので、車両の選定に当たりましては、社会福祉協議会の意向を尊重させていただいて、今回、補正予算を計上させていただいているところでございます。

また、福祉支援課で購入させていただきました電気自動車につきましては、主に訪問等を目的としたものでございまして、主には町内を走行するというようなところで、電気自動車の燃費等の関係もございますので、用途に応じて車両を選定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 続きまして、ふるさと応援寄附金の関係でございます。

本町におきましては、いただいた寄附については、原則、当該年度に全額を積立てを行いまして、適正に管理をしながら翌年度以降に寄附者の意向に沿った施策に活用しております。

令和5年3月議会で山崎裕二議員の質問もあったように、ふるさと応援寄附金につきましては、寄附金控除の適用が地方団体に対する寄附金の全額について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく、別途の行為として行われているという事実関係が前提となっているものであります。したがって、寄附金から返礼品等の経費を差し引いて積立てを行うことは、この前提に矛盾するものであることから、適当ではないというふうには考えております。しかしながら、議員おっしゃるように寄附金額が大きくなってまいりますと、当該年度の財政運営に支障を来すということでございますから、課題というふうに認識をしておりますので、今後とも研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 学校給食の会計年度任用職員でございます。令和5年度当初の予算より4名分を減額というふうにしております。大変人材確保が難しい状態でございます。

続きまして、学校給食センターでございますが、学校給食センター長を配置しております。センター長につきましては正職員が当たっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 1点目の公用車の全体の配置の方針でございますけれども、これにつきましては先ほど答弁がありましたけれども、用途によって選定をさせていただいておるということはございますが、町の地球温暖化の防止計画の中では、ハイブリッドでありますとか電気自動車の推奨をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 1点だけ申し上げておきます。

ふるさと納税の関係ですけれども、本来のふるさと納税というのは、その町を応援しようということで、自分の住んでいる町で税金を免除されるということもありますので、いろいろ矛盾もあるわけでございますけれども、現時点では、返礼品、本町でも秋の味覚に集中するというように、寄附をする方は、やはりそういう返礼品を一つの選ぶ基準にもされて寄附をされておるということも非常に多いというふうに思うわけでございます。そういう面で、先ほど課長のほうから差し引いて基金ということでありましたけど、そうではなしに、寄附された基金は基金条例に積まんなんという条例を作っておるわけでございますから、当然そういうことになると思うんですけれども、全額をまた一般会計に戻すということになっておるかどうかという問題もありますけれども、基金に積んで、そこから費用も出さんなんというように考えていくべきじゃないかということをおし申し上げました。差し引いた残額を基金に積んだということではなしに、やっぱり条例で基金に積むということになっておりますので、ふるさと納税でいただいた寄附は基金に入れて、そこから取り崩してそれぞれに充当しておるわけでもありますけれども、その中に経費についても基金から充当して充てていくという考え方に私は立つべきじゃないかという意味で申し上げておるわけで、現時点ではそういうことにはなっておりませんが、やはりそういうような基本的な考え方を持つべきだという点を1点申し上げておきたいと思っております。見解があれば、お聞きをしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田議員、ただいまの発言は、質疑ではなく、意見として受けておりますので、ぜひとも次回からは討論でおっしゃいますように、よろしくお願いします。

執行部からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 最初、25ページ、26ページ、27ページ、28ページの主には中学校だと思っておりますが、要保護・準要保護就学援助費に関わってです。

今日配付のありました規則の中で、来年4月から日本スポーツ振興センター共済掛金、これは国庫で出ている部分もあるかと思っておりますのでともかくとして、7号のクラブ活動費、8号の生徒会費を削るというふうにあります。この6号から8号、今言ったところなんですが、削った場合の影響額、今年度で見積もるとどれぐらいだったのか。そして、削る意図はどこにあるのか、お示しいただければと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 大変申し訳ございません。本日、資料等を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 議案第65号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算については、ふるさと応援寄附金事業や交通対策一般事業など12事業と、人事院勧告に伴う人件費に伴う追加補正を行うものであります。

町の財政を潤すふるさと応援寄附金事業につきましては、収入実績に基づき、さらなる増

加を見込み、併せて、ふるさと産品や基金積立など必要な経費についての追加補正であります。商工観光課、プロモーション戦略室における挑戦的な取組の展開によりまして、現在、昨年実績の1.4倍を上回る状況と聞いております。今もございましたが、3億円にも到達する状況と聞いております。京丹波町を応援したいとするファンが急増をしております。その返礼品の一部を支えていただく農業従事者の皆様の高年齢化により、後継者の育成が急務であります。町長は、農業を維持継続する環境は厳しく、もう余裕がない待ったなしの状況であり、町においてできる施策を総動員して後継者育成をする必要があると強く発信をされております。そして、町の基幹産業である農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、今般、おおむね10年後の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の策定や、集落連携100ヘクタール事業では規模拡大や収益力アップを目指す低温保冷庫導入、倉庫の新設をされるなどフードバレー構想の推進で「食の町・京丹波」を後押しするための一歩となる補正予算となっております。

一方、事業推進に不足する資金として財政調整基金より665万円の繰入れを実行されております。町の財政見通しについては、人口減少や地価下落による地方税収入の微減傾向は明らかでありまして、交付税についても合併特例期間の終了や有利な起債の合併特例債の発行期限が令和7年度となる中、自然災害など避けられない経費が増大し、歳出が歳入を上回る収支不足が予想されます。財政健全化対策の一層の推進には、最小の経費で最大の効果を発揮する各種事業の検証による経費削減などに取り組まれながら、自主財源として有効なふるさと応援寄附金の一層の推進が求められると思っております。

同時に、本町応援ファンの獲得には寄附金の使い道について、未来をひらく人を育てるまちづくりなど寄附者の皆様の思いに即した効果的な利用も求められております。

元気、希望、笑顔のあふれる幸せのまちづくり推進に期待をしまして、令和5年度一般会計補正予算（第5号）の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時50分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第32、議案第66号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第32、議案第66号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページで、今回、一般被保険者の高額療養費の関係で2,000万円の追加補正ということになってるんですけども、補正前の額と合わすと1億9,000万円ということになります。非常に多額の高額療養費ということになるんですけども、非常に額としては多いと思うので、特別な増額というか、理由があるのかどうか、分かっておればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 高額療養費の補正でございますけども、年度前半の状況を見て後半見込まれる部分を2,000万円増額させていただいておるんですが、特に考えられるのは、最近、医療費が高いついてるということで、特に今回見てみますと高額な薬剤が使われたということで、悪性リンパ腫に対応する点滴なんですけど、1回につき薬価で約3,265万円、これが例えていいますと高額な薬剤が使われたということで、今後、年度後半見込まれる分で2,000万円の増額をお願いしているものがございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。



最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第67号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第33、議案第67号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番(山田 均君) 歳出の8ページでございますが、今回、居宅介護福祉用具購入費負担金なり、住宅改修費負担金ということでそれぞれ38万円と112万6,000円というのが追加になっておるんですけども、この場合に介護度も影響するかどうかと思うんですけども、福祉用具の購入の場合には介護度のどのランクといいますかどの位置から対象となるのか。要支援から行けるのかどうかということ。

それから、住宅改修についても同じようにお尋ねをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長(梅原好範君) 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長(岡本明美君) 今お尋ねのございました福祉用具なり住宅改修の事業でございますけれども、要支援1の一番軽度の認定の区分の方からご活用いただく給付事業となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 対象となるのは何人の方なのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 本年度、補正予算を今回お願いをさせていただいておりますが、令和5年度の見込みでございますが、福祉用具の購入につきましては、お一人の方が2つの福祉用具を購入されるというような場合もございますので、あくまでも支給決定の件数ということになりますが、73件を見込ませていただいております。

同様に、住宅改修につきましては53件の支給決定を見込んでいただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第68号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第34、議案第68号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第69号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35、議案第69号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページでございます。

育英給付金で126万円の減になっておるんですけども、当初と対象者が変わったということなのか。減の理由と、それから申請された方全員が給付金を受けられたのかどうか、併せて伺っておきます。

また、分かっておれば、家族で兄弟も行けるということでございますので、そういう世帯も何件ほどあるのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 減額の要因でございますが、当初見込んでおりました育英生から実績といたしまして人数が減ったということでございます。

2つ目でございますが、申請者の中で対象外となったケースでございますが、1名ござい

ます。学び直しのために専門学校に通っている方をごさいますて、育英資金の趣旨に合わないということで対象外とさせていただきます。

3つ目でございますけれども、2人目以降ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。42名交付決定させていただきますして、その中で2人目以降の方につきましては16名交付をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 支給決定が例年より遅かった理由を委員会で聞かせていただいたわけですが、来年度以降そういった支給のことで、決定が遅くなるか早くなるかはあれなんです、そういったところの対策をどういうふうに考えているのか答弁を求めます

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 対策ということでございます。通常、教育委員会の定例会で最終決定を行わせていただいております。本年度につきましては、小学校の教科書採択の議案がございまして、それが8月の末の定例会の開催でございました。そのため、事務的な遅れが生じたということでございます。教育委員会の会議規則上、毎月第一金曜日を定例会とするということがございますので、一定それをできる限り遵守をさせていただいて、8月初旬に決定をし、8月中に例年どおり支給ができるよう事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案

のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第70号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第36、議案第70号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第71号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第37、議案第71号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終ります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終ります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第72号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第38、議案第72号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎眞宏君。

○2番(山崎眞宏君) 明細書の6ページです。

和知歯科診療所です。医療技術員給の減額があるんですが、理由をお伺いいたします。

○議長(梅原好範君) 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長(豊嶋浩史君) 当初、募集をかけておりました医療技術者ということで歯科衛生士でございますけれども、応募がないということで、今回減額という形になっております。今も募集をかけてまして、来年度の採用を待っているというような状況でございます、今回、見込みがないということで減額させていただいているという形でございます。

以上でございます。

○議長(梅原好範君) 山崎眞宏君。

○2番(山崎眞宏君) 今の答弁で衛生士さんが現状おられない。それについては医療的なこ

とに対しては問題は起こってないですか。お伺いたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 現在は、歯科衛生士につきましては、会計年度の職員を雇っておりまして、そちらのほうで対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎眞宏君。

○2番（山崎眞宏君） 現在、会計年度さんでいっておられるのに技術者を募集するということは、今度、技術者が入られたら会計年度の方はそこで退職という形を取られるんですか。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 会計年度の職員につきましては、1年の契約ということはございません。その都度その都度の契約ということでございます。必要があればまた採用させていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

畠中君。

○3番（畠中清司君） 1点、8ページですけれども、修繕費の医療機器の修繕内容を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 医療機器の修繕につきましては、まず1つ、炭酸ガスレーザー治療器というものがございまして、遠赤外線を局部に照射させると、これで炎症を抑えて治療に役立てるというものでございますけれども、こちらのほうが調子がよくないということで治療に影響を及ぼすということで修繕するという形でございます。

それと、歯の根のほうの患部のところの治療に使いますスーパーエンドアルファという機器がございまして、患部を焼き切るという治療機でございまして、こちらのほうも調子が悪いということで、こちらは修理するというところでございまして上げさせていただいております。炭酸ガスレーザー治療器につきましては110万円の修繕。あと、スーパーエンドアルファにつきましては5万円の修繕ということでございます。

それと、突発修繕というものも、今回、何があるか分からないということで、また修繕費のほうに計上させていただいてるということで、この3点を修繕費ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 2ページでございます。

入院収益で入院患者数の減少ということで上がっているんですが、件数減の要因と、また今後の推移についてはどのようにお考えなのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 今年の年度当初から各医療機関とも入院患者さんがどんどん減ってるという状況でございまして、要因をいろいろ考えているんですけども、やはり前半戦のコロナ感染の影響が大きくございまして、1年間通しての全体の入院患者の数を勘案しますと、やはり下がってしまうというような状況で今回減額という形になっております。計算していきますとこの減額分につきまして429人の減額になるかなというふうな予定としております。

今後につきましては、コロナも収束しかけてるといいうようなことでございますけれども、やはりこれからどうなっていくか分からないというところもございまして、予測が全くつかめないということもないですけど、できるだけ入院のほうは増やせるように努力を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかにありますか。

山田君。

○9番（山田均君） 3ページ、4ページの収益的支出の関係で、医業費用の給与費で1,234万4,000円減額になっておりまして、医師給与と手当の減額が主な内容だと思うんです。医師が退職されたというように聞いて、これに代わる補充といたしますか、年度途中でありますので、補充というのは非常に難しいと思うんですけども、来年度に向けて医師の確保というのは見通しはどうかということと、現在の対応はどういうようにされてるのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 医師につきましては、4月段階では正職員ということで常勤医師4名で対応しておったんですけども、4月いっぱい1名が退職されたということがございます。ですので、そこで常勤医師が3名ということになっておりまして、その中で院



長中心に、何とか今の体制を続けられるように日夜努力をしていただいているような状況でございまして、何とか体制は維持できているというような状況でございます。

それと、来年に向けての医師の確保につきましては、京都府、府立医大、その他の医療機関等いろいろ調整しまして、確保できるようにただいま鋭意努力をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、同意第28号 農業委員会委員の任命について～日程第42、議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)》

○議長(梅原好範君) これより、日程第40、同意第28号 農業委員会委員の任命についてから、日程第42、議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長(畠中源一君) それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第28号 農業委員会委員の任命につきましては、本定例会初日に提案させていただきました第7期農業委員会委員に、引き続き下村 虔氏を任命することについて、議会の同意をお願いするものです。

下村氏は、平成24年2月から農業委員会委員としてお世話になっており、地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に努めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第74号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例では、戸籍法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)につきまして、補正前の額117億4,599万1,000円に1億8,293万8,000円を追加し、補正後の額を119億2,892万9,000円とすることをお願いしております。

国では、足元の物価高から国民生活を守るための支援を柱とする総合経済対策を盛り込んだ2023年度第1次補正予算が11月29日に成立し、中でも物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して支援を行うとともに、物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する旨が盛り込まれ、あわせて、地方公共団体においては、重点支援地方交付金を活用した支援の年内の予算化に向けた検討を進めるよう通知があったところでございます。

このことを受けまして、本町におきましても、できるだけ早く物価高に苦しむ生活者や事業者支援策を届けられるよう、必要な予算につきまして計上をお願いするものであります。

初めに、総務費の総務管理費では、町営バス運行事業特別会計繰出金に交付金を142万4,000円充当し、財源振替を行うものであります。町営バスにおける燃料費の高騰分に交付金を活用するものであります。

民生費では、社会福祉費の社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業に120万円の計上をお願いしております。介護サービス、障害福祉サービス、配食サービス等を提供する京丹波町内の事業所に対し、車両燃料費の支援を行うものであります。

同じく社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金支給事業に1億5,602万7,000円の計上をお願いしております。住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯7万円を給付するものであります。

民生費の児童福祉費では、こども園施設管理事業の電気料金高騰分、こども園給食事業の賄材料費の高騰分に交付金を427万2,000円充当し、財源振替を行うものであります。

農林水産業費では、農業費の耕種農家緊急支援交付金事業に2,011万1,000円の計上をお願いしております。肥料の価格高騰の影響を受ける販売用の農作物を生産する耕種農家に対し、追加の支援を交付するものであります。

教育費では、小学校費の小学校一般管理事業の電気料金高騰分に交付金を326万6,000円充当し、財源振替を行うものであります。

同じく小学校費の小学校教育振興一般事業に360万円の計上をお願いしております。物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図るため、令和6年1月から3月までの学校給食費の3分の2を支援するものであります。

教育費の中学校費も同様に、中学校一般管理事業の電気料金高騰分に交付金を127万7,000円充当し財源振替を行うとともに、中学校教育振興一般事業に200万円を計上し、

物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図るため、令和6年1月から3月分までの学校給食費の3分の2を支援するものであります。

次に、歳入でございます。

国庫支出金では、地方創生臨時交付金として1億9,275万7,000円を計上しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金につきまして、財源調整により981万9,000円を減額しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

説明は、日程順をお願いいたします。

藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 私からは、同意第28号 農業委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

京丹波町農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

過日の定例会におきまして、同意第10号から同意第27号で18名の提案をさせていただきましたが、残る1名の任命につきまして調整が整いましたので、追加で同意提案を上程させていただくものです。

過日にも説明をさせていただきましたが、現在の農業委員の任期は、令和6年2月10日となっており、第7期農業委員の任期は、令和6年2月11日から令和9年2月10日までの3年間となっております。

追加募集につきましては、令和5年11月27日から令和5年12月11日までに1名の推薦があったところです。

それでは、同意第28号を説明させていただきます。

同意第28号の次のページに資料を付けております。履歴書になります。

京丹波町稲次にお住まいの下村 虔氏、76歳。

なお、主な経歴につきましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、同意第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君）　続きまして、議案第74号　京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るために改正されました戸籍制度に基づくもので、戸籍情報連携システムを利用した広域交付等の事務に係る手数料の額を定めようとするものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

主に、手数料の種類及び金額を定める第2条第1項の改正となります。

左側、新の欄で説明いたします。

第1号につきましては、書面の表現を戸籍証明書に改めるとともに、戸籍法第120条の2第1項で規定されます戸籍証明書の広域交付を加え、1通につき450円と規定するものです。

飛びまして、次のページをお願いします。

第4号につきましては、第1号の戸籍証明書に対し、ここでは書面の表現を除籍証明書に改めるとともに、除籍証明書の広域交付を加え、1通につき750円と規定するものです。

戸籍証明書等の広域交付について説明いたしますと、これまでは戸籍証明書等が必要なときは、本籍地の市区町村役場に郵送するか、直接出向いて請求する必要がありましたが、今回の改正によりまして、全国の市区町村役場での窓口で請求し、交付を受けることができるようになります。

次ですが、前のページに戻りまして、第3号ですけれども、新たな規定となります。今回の改正戸籍法によりまして、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を設けるもので、通知書の発行に係る手数料1通につき400円を定めるものであります。オンラインで行政手続をする場合、従来からの紙の戸籍証明書に代えて、戸籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、電子的に戸籍記録事項を証明した戸籍電子証明書の提供が可能となるものです。

次のページ、第6号ですが、こちらは除籍電子証明書に係る規定の新設です。除籍電子証明書提供用識別符号の通知書発行に係る手数料1件につき700円を定めるものであります。

次に、第7号では、戸籍関係の届書等情報。これは、届書等の書類を画像情報として作成したものでありますが、その内容に係る証明書の交付事務を加え、次の第8号では、その届書等情報の内容を表示したものの閲覧を加え、その手数料をそれぞれ350円と定めるものです。

第6条中の改正は、第2条第1項の号ずれによるものであります。

施行日は、改正戸籍法の広域交付等の施行日となる令和6年3月1日としています。

なお、戸籍関係の手数料は、地方自治法第228条で、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額を標準として定めなければならないとされており、今回、追加提案となりましたのは、その根拠となります改正政令の公布が12月6日となったためであります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、10目、交通対策費では、燃料費が高騰する中、町営バスにおける燃料費に交付金を活用することで、運賃利用者負担額を増やすことなくバス運行を円滑に実施するために、町営バス運行事業特別会計繰出金に142万4,000円を充当し、財源振替を行うものでございます。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業に120万円の計上をお願いをしております。介護サービス、障害福祉サービス、配食サービス等を提供する京丹波町内の事業所に対し、車両燃料費の高騰分を支援するものであります。事業費といたしましては、通所系・訪問系等事業所分を1台当たり1万円とし98万円、入所・入居系等事業所分を1台当たり5,000円とし22万円、合計120万円を社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援金として計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を118万7,000円充当いたしております。

同じく、1目、社会福祉総務費では、物価高騰対応重点支援給付金支給事業に1億5,602万7,000円の計上をお願いしております。住民税均等割非課税世帯等を対象に支援を実施してまいりました1世帯当たり3万円の支給に今回7万円を追加し、合計10万円の支給を図るものでございます。支給方法は現金支給として、支給対象世帯につきましては2,210世帯を見込みまして、内訳といたしまして、住民税均等割非課税世帯2,200世帯と家計急変世帯10世帯をそれぞれ見込んでおります。

歳出の内容につきましては、18節、負担金、補助及び交付金に物価高騰対応重点支援給付金として1億5,470万円を、併せて業務に必要な事務経費として、10節、需用費に

32万6,000円及び11節、役務費に87万7,000円を計上するとともに、負担金、補助及び交付金にシステム改修負担金として12万4,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、地方創生臨時交付金を1億5,589万8,000円充当をいたしております。

2項、児童福祉費、3目、こども園費では、各こども園におきまして電気料金の高騰が続いております。安定した事業の継続や教育・保育の質の確保を図るため、電気料金の高騰分相当額として、こども園施設管理事業に287万6,000円を充当し、財源振替を行うものであります。

また、高騰部分の賄材料費に交付金を活用し、物価高騰等に直面する保護者への追加的な負担を生じさせないようにするために、こども園給食事業に139万6,000円を充当し、財源振替を行うものであります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、耕種農家緊急支援交付金事業に2,011万1,000円の計上をお願いしております。肥料の価格高騰の影響を大きく受け、厳しい経営状況にある水稻や大豆、野菜などの販売用の農作物を生産する耕種農家に対する緊急支援を行うものであります。6月補正予算で10アール当たり1,500円の支援を行うこととしておりますが、今回の交付金を活用しまして、追加分として10アール当たり2,500円の支援、合計で10アール当たり4,000円の支援を行うものであります。

歳出の内容につきましては、本町に住所を有する個人、本町に所在する団体で、販売用の農作物を生産する耕種農家の令和5年度産の販売用の農作物作付面積に対しまして、10アール当たり4,000円を交付するものであり、18節、負担金、補助及び交付金に耕種農家緊急支援交付金として2,011万1,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、地方創生臨時交付金を1,989万3,000円充当いたしております。

次に、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費では、各学校におきましても電気料金の高騰が続いており、先ほど可決いただきました12月補正予算でも電気料金の増額補正を計上させていただいており、電気料金高騰による教育環境の低下を招かないように小学校一般管理事業に326万6,000円を充当し、財源振替を行うものであります。

2目、教育振興費では、小学校教育振興一般事業に360万円の計上をお願いしております。物価高騰に直面する保護者世帯の負担増を踏まえ、令和5年度における臨時的・限定的な支援措置として交付金を活用し、令和6年1月から3月までの学校給食費の3分の2を支

援することにより、児童に係る学校給食費や学用品等の保護者負担の軽減を図るものであり、対象者446人に対し、19節、扶助費に小学校保護者負担軽減援助費として360万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、地方創生臨時交付金を356万1,000円充当いたしております。

3項、中学校費におきましても、小学校費と同様の考え方でございまして、1目、学校管理費では、中学校一般管理事業に電気料金高騰分として127万7,000円を充当し、財源振替を行うものであります。

2目、教育振興費では、中学校教育振興一般事業に200万円の計上をお願いしております。令和6年1月から3月までの学校給食費の3分の2を支援することにより、生徒に係る学校給食費や学用品等の保護者負担の軽減を図るものであり、対象者238人に対し、19節、扶助費に中学校保護者負担軽減援助費として200万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、地方創生臨時交付金を197万9,000円充当いたしております。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページ以降をお願いいたします。

次に、歳入でございます。

16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金に1億9,275万7,000円を計上しております。今回の地方創生臨時交付金につきましては、6月補正予算で計上させていただいた分と基本的には同様の制度設計となっております。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援分、推奨事業メニュー分と呼ばれるものと、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が措置されてございまして、推奨事業メニュー分として4,863万円、低所得世帯支援枠分として1億4,412万7,000円を計上しております。

最後に、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では、財源調整により981万9,000円を減額計上しております。今回の交付金は、既存の交付金と一体的に実施するような制度設計となっております。6月補正予算計上時に1,500万円を超える一般財源が発生をしておりますので、必要な事業費と示された交付金の限度額とができるだけ差異のないように、一般財源が発生しないように事業実施を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。



○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第28号 農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第28号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第28号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第28号は、同意することに決定しました。

これより、議案第74号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

東君

○10番（東まさ子君） 説明をいただきました、3号の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行ということでもありますけれども、これはどのようなものなのか、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 行政手続をする場合、今後はオンラインで電子的に行政手続を申請するケースが増えてくると思います。例えばパスポートの発給申請におきまして、今ですと紙で戸籍関係書類を添付する必要があったんですが、それを戸籍電子証明書提供用識別符号、俗に言うパスワード、それを申請先のパスポート発行元の行政機関に提出することによって、行政機関がその符号を使って法務省の戸籍情報連携システムというネットワークを使って電子証明書、戸籍を電子的に証明したものの提供を受けて、それを今までの紙の戸籍証明書に代えて添付書類とするということで、オンラインの申請手続が完結するというものです。申請者側からすれば、申請書とその符号を提出するだけで完結すると、わざわざ戸籍関係書類を取って、それを付けて申請する必要がないというものになります。例えて申し上げましたけれども、ほかの手続についても同じような考えで手続が終わっていくということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 今、パスワードということで、パスワードの交付を受けるということになると思うんですけど、これはもう決まっているんですか。1回符号の発行を求めたら、それはずっとそのパスワードで行けるということですか。その都度ですか。お聞きします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 改正戸籍法の施行日が来年3月1日となっております。今後、詳細なことが通知によって分かることと思っておりますけども、現時点での情報によりますと、多分数字だと思うんですけども、10桁の符号を用いて、その戸籍用の符号とするということになろうかと思っております。あわせて、12桁のマイナンバーはまた別の扱いで、これは使わないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今回の改正に伴って広域的に発行ということになるわけですが、市町村がそれに対する準備といいますか、そのための費用とかそういうものは必要ないのか。必要である場合には、国からそういう費用は交付されるということになるのかどうか、お尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 令和5年度からの戸籍法の改正によって、順次それぞれの規定が施行されていくということになります。今回の改正については先ほど申し上げましたように、令和5年6月から2年を超えない範囲で施行するというように、振り仮名の話についてはそうなります。広域交付については来年の3月31日。施行日は変わってきますけども、令和5年前後から戸籍のシステム改修を行っております。その辺で発生する委託料については全額国庫の負担で対応しておりまして、今後発生する費用につきましては、関連するシステム改修のほか、発行事務、言いますと人件費になりますけども、それに対しましては、今、手数料の徴収条例の改正によって手数料を徴収させていただくということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） マイナンバーカードの関係でいえば、マイナポータルへいろんな情報が集まって、マイナンバーカードを持っている本人もその情報を知ることができるという

ふうになってると思うんですけど、そういうものはこの条件にはなっていない、何も関係ないということですか。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） このネットワークは戸籍情報連携システムというネットワークを使いまして、全国のL G W A Nという閉ざされた行政情報ネットワークの中に戸籍情報連携システムのネットワークが組み立て運用されます。マイナンバーカードで入っていくマイナポータルとは全く別の扱いになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑はありますか。

西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま提案をされております議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、説明資料の7ページ、8ページの10款、教育費、560万円の補正額につきまして、お伺いをしたいと思います。

12月7日に行いました私の一般質問におきましても、本町の特色ある子育て支援事業として、今回の臨時交付金を活用して、年末年始何かと支出のかさむ子育て世帯のために教材

費の軽減や学校給食に対する臨時的措置への活用を提言したところでございますが、その際、町長のほうから教育長と協議を進めるとの答弁がございました。今回、教育費560万円の補正が提出をされておりますが、そのねらい、目的はどこにあるのか、改めてお伺いをいたします。

また、支援する額の算定根拠に給食費をベースとした背景と3分の2とした根拠につきましても、併せてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

西山議員の一般質問でも、今回の物価高騰に伴う保護者の経済的な負担の軽減の提言もございまして、今回の臨時交付金を使って保護者負担の軽減を図るということで、町長からも指示がございまして教育委員会で検討をしましてまいりました。今年度を通じまして物価高騰については、特に学校教育で大きな影響を受けたのは、1つは光熱費でありましたし、いま一つは学校給食の賄材料費でありました。これらについては、その都度、補正をお願いして対応してきました。保護者が直接負担をいただきますものには、給食費と教材費、学用品費で学校へそれぞれ負担を毎月いただいております。給食費については、これまでは材料費の高騰部分を補正をお願いをして、現状よりも負担を増やすことのないようにということで、これまで対応してまいりました。ただ、前回の西山議員の質問の中でも、この年度末にかけては、なお一層保護者の経済的負担が重なる時期でもあるのでという趣旨のご提案をいただきましたので、改めて保護者の負担を今度は軽減するという手法について、町長から指示を受けて検討してまいりました。保護者が学校に負担をいただきますのは、先ほど申しましたように、1つには教材費という形で毎月学校に負担をいただく、それと給食費であります。そのどちらかを使って負担軽減を図ることができないかと。ただ、教材費につきましては、学校、学年によってそれぞれ負担する金額も異なりますし、そろそろ年度末になってきますと、場合によっては教材費を集めることが必要なくなってくるという学年や学校もあります。それに対しまして、給食費は、校種の違いこそありますが、学校、学年に関わらずひとしく同一金額で負担をいただいておりますので、学校給食費の負担を軽減するその相当分をもって、保護者の負担軽減ができないかというふうに考えた次第であります。

次に、給食費を1つの積算根拠といいますのかベースにしたのはそういうことで、3分の2といいますのは、これは与えられた財源の中で、できる限りできる範疇として3分の2という、計算上そういう形で3分の2程度というところに落ち着きました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま詳しく教育長のほうからご答弁をいただきましたけども、ひとしく保護者の皆さんから負担をしていただいている部分で、給食費を基準にしたということでした。例えば給食をとらない児童や生徒、それから病欠等で休んだ場合には、当然、給食費というのは、実際食べた分だけが対象になるかというふうに思うんですが、そうした場合の対応についてはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回の負担軽減の一種の手法として給食費をベースに考えさせていただきました。ご指摘のように児童生徒の中には、様々な理由によりごく少数ですが、年間を通じて給食をとらない、とれないというのが正確と思いますが、保護者による弁当を持参していただいている児童生徒もおります。また、一人一人を見ますと休んだり、年間通じて見ますと全員が給食をとる日数というのは実はばらばらになります。したがって、先ほどの給食をとらない児童生徒の保護者についても、その分は家庭で弁当を用意する、そうした負担もいただけていますので、それは給食をとっていただいているものと同等に評価することができますし、何食とったかという具体的なそんなことを根拠にすると、これはもう計算ができませんので、したがって、給食費の徴収につきましても、そういうことに関わりなく、毎月、小学校だったら4,000円ずつ、中学校でしたら4,200円、定額で負担をいただけていますので、それをベースに、いわば定額の負担軽減を給食費の部分をもって、保護者の学校教育に係る様々な負担がありますが、それを給食費という形をとって負担軽減ができたというところで、今回こういう提案をさせていただいております。よろしくお願います。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） 次に、先ほどちょっとご答弁をいただいた中で、町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者に限定したものという説明があったと思うんですが、この点について、なぜ町内小中学校に通学する児童生徒の保護者に限定したのか、改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回の負担軽減は給食費を1つの手だてとして、あるいはまた教材

費等を負担していただいておりますので、したがいまして、町内の小中学生がそういう負担をしていただいておりますので、そこへの負担軽減ということで、町内の小中学校、児童生徒を持っておられる家庭を対象としたと、そういう考え方でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 事項別明細書、歳出の7ページから8ページでございます。

一般質問の中でも出てきました耕種農家緊急支援交付金2,011万1,000円の方でございますが、説明の文章の中で、「当初単価1,500円、10アール」というのがございます。その10アールというのは、令和5年一般会計補正予算（第3号）の1,158万3,000円の分なのか。それと合わせて、先ほど説明がありましたけれども、2,500円を追加のような現在の議案第75号ですけれども、2,500円という数字がこの中ではどこにも出てこないの、足せば今回10アールが4,000円というふうに示されております。それが2,011万1,000円なのか。その辺の金額の面をちょっとお伺いしたいと思いで、よろしくをお願いします。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 8ページの耕種農家緊急支援交付金事業ですけれども、6月の議会で補正予算をお認めいただきまして、その中で10アール当たり1,500円という形でさせていただきました。今回追加で交付金がありましたので、それに2,500円を足して10アール当たり4,000円という形での支援をするということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） それでは、第3号の申請は終わったのかどうか。これから4,000円分と合わせてというような説明もあったように思うんですが、先ほど私もここへ来て机の上に交付要綱があって目にしたんですけども、これを目にしたのは初めてでありまして、これが令和5年5月28日から施行と一番下に書いてあります。6月の定例会で承認を受けて、今現在、第6号の承認を求めておられるんですが、これは1回終わったものなのか。トータルで4,000円を再度交付要綱で申請をするのか。その辺のことがちょっと理解をできませんので、一般の農家の方に聞いても、そんなんがあるんかというようなことで、今回4,000円と聞いてますので、その辺のことを細かく知りたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 支援の関係ですけれども、こちらの基礎となるのが令和5年産の作物ということになりますので、水稲ですともう刈取りも終わって出荷をされていていってと思いますし、野菜ですと私どものほうで転作確認というのを毎年行っております。その中で集計したものがまとまるのが12月末というふうなところで、今後のスケジュールを言いますと、転作確認の面積を確定した後に水稲と合わせまして、各農家さんに面積で申請をいただくようなことになるんですけれども、そちらのほうもできるだけ事務手続を簡素化していきたいということで、私どものほうで面積を確定しておりますので、その面積を記入したものを、それから金額を提示したものを申請書として送らせていただいて提出をいただくという形で、最終的には3月中には交付金の支払いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 待ってたら書類が来るということでよろしいですか。

それと、緊急支援交付金となっておりますので、緊急を要するという言葉も入っているとおり、なるべく早めに農家の方に送付をいただいて、回収をして、それから交付金を交付していただくということで、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 面積等まとめ次第、至急に事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 西山議員の3回目の質疑に関連してなんですが、もうちょっと聞きたいと思います。

児童の対象者数が446人、生徒の対象者数が238人ということですが、先ほど2つ分らないところがあったんですが、この人数というのは、町立小学校・中学校に在籍する児童生徒の数なのか。それとも、京丹波町に住民登録のある児童生徒の数なのか。まずそこです。そして、先ほどもお弁当食べてたらどうなるのかという話もありましたが、私も思うところとしましては、先ほど答弁の中でも同じ条件でクリアしているのかなと思うんですが、就学援助で現物支給、あるいは特別支援教育就学奨励費で全額であったり半額の免除をされている生徒、児童がいらっしゃると思います。そういった方も恐らく今言われたように8、

000円、8,400円の支給の対象になるということだと思うんですけど、1回ここで答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、1点目でございます。

人数の関係でございますけれども、これにつきましては、直近の町立小中学校の在籍児童生徒数でございます。したがって、対象者としては、町立小中学校の在籍の児童生徒を考えておるところであります。

それから、就学援助の要保護・準要保護等の方に関してでございますけれども、先ほど教育長が答弁しましたお弁当等を持参の方と同様の考え方で支援をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 同様の支援ということでした。園部高校附属中学校のほうで、同じ款項目、教育費、中学校費、教育振興費、生徒扶助事業で、要保護・準要保護就学援助費で園部高校附属中学校の子も就学援助の対象になっているわけです。そういったことから考えますと、町立の小中学校に限定する理由が、同じ款項目で、一方では附属中学校の子が含まれる、一方では含まれないといった扱いで保護者負担の軽減をすることによって齟齬があるような感じがいたします。さらに言うならば、府立の特別支援学校に行かれています子でありますとか私立中学校に通っている京丹波町に住居登録のある児童生徒、そういった方も対象にするべきではないかなというところがあるんですが、その点についてはどういうふうな理解をしたらよろしいでしょうか。

ちなみに、本年度から支給の始まった町すこやか子育て支援金は、特別支援学校の小中学部の児童生徒も対象としているといったところがありますので、ひとしく保護者負担の軽減をするのであれば、町立の小中学校の児童生徒に限るのは齟齬があるのではないかとといったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回の保護者負担軽減は、先ほど西山議員のご質問にもお答えしましたように、町立小中学校の保護者が学校教育に係る必要な負担として、例えば学用品費、あるいは給食費、こういう形で負担をいただいておりますので、そこに着目をして負担軽減を図る。給食費というふうにいたしましたのは、先ほど答弁いたしましたように、ひとしく一律に学校校種を超えてするには給食というところに着目をする。時期的にも、教材費について



は既に徴収その他が金額が少なくなったり、さらになくなっていくというような場合もありますので、ただ給食についてはひとしくご負担をいただいておりますので、ここに着目しようということで、給食費に着目をしています。

それと、なぜ町内の小中学校に在籍する児童生徒、その保護者を対象とするか。実は、同じような考え方で他の市町でも、例えば近隣の市でも同じように保護者の負担軽減ということで、給食費に着目をし、給食費の負担軽減の措置をこの7月から取っておられる市がごぞいます。そこの市の状況も見てみますと、同様にその市に在籍する小中学生の保護者として、これは給食費や教材費に着目をし、したがって、町内に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減と、こういう形で今回は町内に在籍すると、ここに一定の線を引いたのはそういう考え方で、お隣の市と後で確認して同じ考え方だったなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 隣の市の事例も出ましたが、やはりそれは、地方創生臨時交付金の使い方として、例えば会計検査院の指摘があるような事項になるんじゃないかなと私は思ってしまうわけなんですけれど、その辺は町立の小中学校に限定せずやるといったところが、かつて図書カードを配る事業というのがあったんですが、そのときは未就学児童だったんですが、京丹波町に住民登録がある未就学児童に配っているといったところもありました。あと就学援助との兼ね合いも先ほど言いましたが、事業ごとによって、一方では同じ款項目の中で園部高校附属中学校の子は対象になって、一方で同じ款項目の事業の中でならないといったようなところがあるのは、ちょっとどういうふうに判断したらよろしいですか。改めて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 就学援助費等については、同じ款項目にありますが、それはシステムとして町内に在籍するという、制度上そういうことが前提になっております。今回は給食費を通じた負担軽減というそういうシステムを取っておりますので、したがって、町内の小中学校に在籍するというシステムを取ということで、私どもとしては、それぞれの制度、システムごとに対応しているということで、それはそれで一定の理屈が立ってるとは思わないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回のこの交付金の関係でお尋ねしておきたいんですが、1点は、算定方法というところで、国が示しております低所得者世帯支援枠というのが推奨事業メニューという2つに今回の交付金になっております。低所得世帯支援枠の考え方としては、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を基礎として算定となっておりますけれども、今回提案されておるのは、住民税均等割非課税世帯となっておりますが、本町では住民税均等割非課税世帯というようにしたというのはどういう理由かということ。

住民税非課税世帯と当然対象となる人数、世帯が違うと思うんですけども、どういう違いがあるのか、その点を伺っておきたいということ。

それから、今回、交付金をそれぞれ事業に分けて支出として予定されておるんですけども、例えば事業者に対しての支援も国が示す中にはあるんですけども、事業者支援というのは社会福祉団体ということもありますが、一般の事業者への支援というのは何か検討されたのかどうかということ。

それから、農家の関係では、今回、耕種農家ということになっておりますが、畜産関係の飼料代の高騰も引き続いてしているわけでありましたが、その辺の検討もされたのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 1点目お尋ねのございました低所得者世帯等への給付金の関係でございます。おっしゃっていただきました住民税均等割非課税世帯ということで、今回、資料等のほうは作成をさせていただいたかと思っておりますけれども、これまでは住民税非課税世帯という表現を使わせていただいていたかも分かりませんが、これまでと同様の世帯を対象として給付をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 事業者支援についてでございますけれども、今回の補正予算については計上しておりませんが、今年度中に省エネ家電補助金交付金といったような対策もやっておりますし、過去にはプレミアム商品券といったようなことでやっておりますので、総合的に判断したものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 交付金の支援事業で、畜産農家のところの検討はというお話

ですけれども、畜産農家につきましては、この10月から11月の間に6月の補正でお認めいただいた部分で支援金のほうを交付させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 先ほど答弁いただいたんですけども、住民税均等割非課税世帯というのと住民税非課税世帯というのは当然違うと思うんです。国が示している基本としては住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を基礎として算定して、それぞれの市町村に交付するということになっていて、本町の場合は交付金を受けて、2,110世帯、住民税均等割非課税世帯となっておりますけれども、これが住民税非課税世帯ということになったら、この2,110世帯とは変わるんじゃないかと思うんです。対象についてもう一度お尋ねしておきたいと思います。

国は住民税非課税世帯としておりますが、本町では住民税均等割非課税世帯となっておりますけれども、それにした考え方というのはどういうことなのか、併せてもう一度伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） お尋ねのございました住民税非課税世帯、こちらの資料等としましては、住民税均等割非課税世帯という表現は使わせていただいておりますけれども、いずれにしても住民税非課税世帯を対象として事務のほうはさせていただくということで、資料の表現としましてそういうように均等割もかかっておられない世帯というようなことで書かせていただいておりますけれども、対象としては住民税非課税世帯を想定して事業は進めさせていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） もう一点、伺っておきます。

今回の交付金、追加として本町の受け入れる1億9,275万7,000円のうちに、見てみますと、直接支援をする非課税世帯の分を除きまして、社会福祉施設に対する燃料等の支援ということで118万7,000円と、耕種農家に対しては1,989万3,000円、小中学校の給食費支援で356万1,000円と197万9,000円ということで、いわゆる直接真水として支援するのは2,662万円という数字になるわけでございます。国が示しておるのは、きめ細やかな支援をしてくださいよということでやっておるんですけども、

本来なら国から交付金をいただいたものを直接町民に対して支援をしていくというのが基本だと思うんです。本町の場合には財源振替ということで1,023万9,000円を振り替えておるわけでございますけども、本来であれば1,023万9,000円も含めて住民に支援をするというのが、重点支援交付金の考え方ではないかと思うんです。今回そういう点から言いますと財源振替を1,023万9,000円したということでございますが、その辺の考え方はどういうことから、直接支援というよりも財源振替をしたというのは、考えればそれぞれの負担軽減をしたということになるかもしれませんが、直接町民に支援をするというのが本来の交付金の考え方ではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 今回の地方創生臨時交付金につきましては、補足説明でも申しましたように、6月補正予算で実施をしました地方創生臨時交付金の事業と一体的に実施するような制度設計となっております。したがって、こういった物価高騰対策につきましては、全て国庫補助金で賄うのが基本ということで考えておまして、6月補正予算時には1,529万3,000円の一般財源が出ておりますので、そういった部分をできるだけ縮小するというので、今回、財源振替もいたしまして、事業の実施に努めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 意見はもう出尽くされてきましたが、1点だけお伺いいたします。

8ページです。先ほどからも出ていました給付金支給事業について、周知の方法と実施日はいつからなのか、その点だけお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました給付金の給付事業でございますけれども、現時点で想定をしておりますのは、本日予算の成立をいただきましたら、1月の使送のほうでチラシを全戸配布させていただきまして、周知をさせていただきたいと思っております。

また、アプリですとか文字放送も活用させていただいて、広報をしてまいりたいと考えております。

また、実施方法でございますが、今回の給付につきましては、プッシュ方式という方式で

はなくて、確認書の提出をまた求めるという方式を想定しております。これにつきましては、本年6月補正の3万円の給付時には全国統一の基準ではなく、市町村ごとの基準で実施できましたことから、本町では10万円の給付や5万円の給付のときに対象外とされていた課税者に扶養されておられます被扶養者のみの世帯、例えば、町外在住の課税者のお子さんの扶養になっておられる非課税のひとり暮らしのお父さんなりお母さんのみの世帯等につきましても、3万円の給付のときに交付対象とさせていただきました。一方で、今回、7万円の給付につきましては全国統一の基準となっております、3万円の給付の際に対象とさせていただきました課税者に扶養されている被扶養者のみの世帯というのは、今回、臨時交付金のうちの低所得者支援枠の交付対象から外れることとなっております、推奨メニューを活用することで継続して実施できることとなっております。そういった課税状況等を把握させていただく必要がございますことから、プッシュ方式という方式ではなく、以前実施させていただきました10万円等の給付金の事務と同様に確認書というものの提出をお願いしまして、提出いただいた世帯から順次給付をさせていただくというような、そういった方法を想定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 聞き逃したかもしれないんですけど、1月からそうした周知の方法で皆さんに確認書とかの手続が進むということで、それができ次第、また支給をお願いできるということですか。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 周知につきましては、対象者の方の抽出と並行しまして進めさせていただくこととしておりますが、チラシの作成等に若干時間を要しますので、恐らく1月以降から順次アプリなりで配信をさせていただくというような方法になるかと想定をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 答弁を聞いておりますと、今回は確認書が必要だということであり、前回もお聞きしたことがあるんですけど、確認書が戻ってこないということで、対象になってるけど現実に入金とならない方もあったというふうに聞いてるんですけど、実際は、前の状況というのはどういうことになってて、どういう対応をして終わったのか、お聞きを

しておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 前回6月で議決をお世話になりました3万円の交付につきましては、あくまでも各給付率と申します、辞退等の申出があった世帯等もございますので、通知をプッシュ型ということで案内をさせていただいた世帯に対して給付実績ということで割り出した数値となりますけれども、前回98.9%の給付率ということで、ほぼ100%に近い形で給付をさせていただいております。その中でも手続をされなかった方につきましては、個別に勧奨もさせていただいておりますし、今回につきましてもできるだけの周知を図りまして、手続がいただけない方につきましては、事前にまた再度勧奨ということで進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 今お答えいただいたのはプッシュ型の取組についての答弁だったと思うんですけども、もっと以前、令和4年12月から令和5年1月にかけて10万円の給付ですか。そのときには確認書が必要だということで、かなり返っていない対象者の人があったということで質問をした経緯があるんですけど、そういうプッシュ型でない、そういう場合の返ってこない実態というのは、プッシュ型のときと違ってあるのではないかというふうに思って、前回の10万円のときの給付については、最終どのようになったのか。分かっているならば、残っていれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 大変申し訳ございませんでした。令和3年度に、一番最初、令和4年度への繰越しも含めまして実施をさせていただきました分につきましては、これもあくまでも案内に対しての給付実績から割り出した数値でございますが、当時97.3%の給付率となっております。その後、令和4年度にも追加をさせていただきました。確認書を送付させていただきました給付では95%ということで、こちらは若干低い数値でございましたけれども、この際にも勧奨のほうをさせていただいておりますし、今回も引き続き手続が見込めない場合には勧奨をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○6番(西山芳明君) ただいま上程となっております議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)につきまして、賛成の立場から討論を行います。

今回の一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算の総額に1億8,293万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を119億2,892万9,000円とするものでございます。

主には、国からの物価高対応重点支援、地方創生臨時交付金の増額によるものでございまして、その主な使い道といたしまして、住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯2,210世帯に対する7万円の追加給付を行う事業費に1億5,602万7,000円を、また、水稻や大豆、野菜などの販売用の農産物を生産する耕種農家に肥料の高騰に対する支援として、10アール当たり2,500円の追加交付を行う事業に2,011万1,000円を計上し、いずれも物価高騰に伴う重点支援策として極めて意義のある補正予算と申せます。

さらには、去る12月7日に私の一般質問におきまして、本町の特色ある子育て支援事業として、今回の臨時交付金を活用して年末年始何かと支出のかさむ子育て世帯のために教材費の軽減や学校給食に対する臨時的措置への活用を提言したところでございますが、小学校保護者負担軽減援助費に360万円、中学校保護者負担軽減援助費に200万円、計560万円を充当する予算につきましては、1月から3月の3か月分とはいえ、給食費をベースに3分の2を支援し、学用品等の保護者負担の軽減を図る予算が盛り込まれておりますことを高く評価し、賛成討論といたします。

○議長(梅原好範君) ほかに討論はありませんか。

山田君。

○9番(山田均君) ただいま提案になっております議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、1億8,293万8,000円を追加するものですが、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するよう重点支援地方交付金を低所得者世帯支援枠及び推奨事業メニュー枠を実施するため追加するもので、国の交付金を受けて補正予算として提案されたものです。

国の算定方法は、低所得者世帯支援枠、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を基礎として算定したものと、推奨事業メニューとして、人口物価上昇率、財政力等を基礎として算定したものとなっております。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援交付金事業として、住民税均等割非課税世帯等に対して1世帯7万円の給付で、事業費が1億5,602万7,000円で、住民税均等割非課税世帯が2,200世帯と家計急変世帯合わせて支給対象が2,210世帯となっております。

推奨事業メニューとして、1つには、耕種農家緊急支援交付金事業として販売用の農産物作付面積から10アールを除いた面積に10アール当たり2,500円を追加するものであります。

2つ目には、社会福祉施設等に対する物価高騰対策として、各事業所に燃料費の高騰分を支援するものです。

3つ目に、小中学校の保護者世帯に臨時的・限定的な支援措置として、令和6年1月分から3月分までの学校給食費の3分の2を支援するもので、合わせて交付金2,662万円を充てています。今回初めて学校給食への支援として3か月分、3分の2の支援が予算化をされました。まだまだ不十分ではありますが、推奨メニューにある物価高騰に伴う子育て世帯支援を実施された点は評価するものです。引き続き支援が必要であることを求めています。

今回の補正予算では、1つには町営バス運行の燃料費、2つにはこども園の電気料金の高騰分、3つ目にはこども園の賄材料費の高騰分、4つ目には小中学校の電気料金の高騰分の財源振替の合計額で1,023万9,000円も交付金を充てております。重点支援地方交付金の追加の趣旨は、交付金の活用は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施することとなっております。町内の事業者をはじめ、これまで実施された交付金での支援に該当しない町民もあります。また、畜産農家への飼料代の支援も引き続き必要です。地方自治体が行うきめ細やかな支援策として、水道料金の減免など全ての町民に届く支援が必要であることを指摘して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決するこ



とに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時40分とします。

休憩 午後 0時39分

再開 午後 1時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第43、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第43、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、町の特別職と同様に、年間の期末手当の支給月数を改正するものであります。

1枚めくっていただきまして、第1条関係では、新旧対照表のとおり、第6条、期末手当において、12月に支給する期末手当を0.1月引き上げるものでございます。

同じく、次のページ、最終ページですが、第2条関係におきまして、令和6年度からは6月、12月でそれぞれ0.05月引き上げ、均衡を図るものであります。

以上、発委第6号の趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより発委第6号を採決いたします。

発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、発委第7号 带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書》

○議長(梅原好範君) 日程第44、発委第7号 带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

東教育福祉常任委員長。

○教育福祉常任委員長(東まさ子君) それでは、発委第7号 带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するとの推計があり、痛みが続く带状疱疹後神経痛に加え、顔面神経麻痺、角膜炎や難聴など目や耳に健康被害が及ぶこともあります。

発症予防にはワクチン接種が有効とされておりますが、国においても検討されているものの、予防接種法に基づく定期接種化には至っておらず、接種費用が高額になることから断念する高齢者も少なくない状況です。

よって、带状疱疹ワクチン接種について、予防接種法に基づく定期接種化の実施と接種費用の助成制度の創設を強く要望し、本意見書を提出するものであります。

以上、趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(梅原好範君) 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点ちょっとお尋ねしておきます。

接種費用が高額ということでございましたけども、ワクチン接種をする場合にどれぐらいの費用負担になっておるのかお尋ねをしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） 2回接種が必要ということではありますが、1回につき2万円から3万円かかるということで、大変高額になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決いたします。

発委第7号 带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第45、発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第45、発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

山崎裕二君。

- 1番（山崎裕二君） 発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書の提案理由説明を行います。

趣旨としましては、地方公共団体の地域公共交通の維持・確保に関する支出が増加傾向にあることから、財政的な支援、とりわけ地方バス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税措置について、さらなる拡充を図ること。

バス事業者の多くが深刻な経営危機に陥っていることを踏まえ、路線バス事業者への補助事業に対する要件緩和など、国庫補助制度の見直しを行うことを国に対し強く要望するものです。

なお、11月、京都府においても、国の施策及び予算に対する政策提案の中で、地域公共交通の維持・確保には事業者の経営努力のみではなく、適切な公的負担が必要であり、路線確保・維持のための財源確保と国庫補助制度の拡充をしていただきたいとされています。

さらに、全国市議会議長会の地域公共交通の維持・確保問題に関する特別委員会において、同様の趣旨の要望は既に国に提出されており、地方議会及び地方議会議員の果たすべき役割として、地方公共団体が主体となる地域公共交通施策の実施に当たっては、地方議会の担う責任が極めて大きなものとなることから、地域公共交通の検討に当たっては予断を持たず、利用者目線で議論に臨む必要がある。その上で、地方議会議員は、国の補助制度などについて理解を深めるとともに、制度を活用した支援が十分なものとなるよう、適宜働きかけることが重要であるとの提言もなされています。

また、昨年度の国と地方の協議、意見交換の場においても、全国町村議会議長会会長によって、地域の公共交通機関については、人口減少や新型コロナの影響により利用者が大幅に減少するとともに、昨今の燃料費の高騰も加わり厳しい経営状況が続いているため、地域公共交通機関の維持・確保や経営安定化などについて、財政支援が十分なものとなるように望むとの発言がありました。

本意見書は、これらの要望を多方面から後押しする内容であることを申し添え、提案理由説明といたします。

- 議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

- 9番（山田 均君） お尋ねを提出者にしたいと思います。

この内容については、総務産建常任委員会で付託をされて審議をされました。3項目について意見書はなっておったわけでございますけれども、いろいろ議論をされる中で、もう少し深める必要があるなというようなことで継続審議ということになったわけでありまして。今、提案されている1項目、2項目についても継続審議で常任委員会で審議をしていくということになっておるわけでございますけれども、あえてそういう状況の中で、2項目について意見書として提案されたというのはどういう理由なのかどうか。やはり議会ということからすれば、今もありましたように地域公共交通の問題というのは、本当に議員としても議会としても国に声を挙げていかなんし、大きな課題だと思うわけでございますけれども、そうすればやはり議会としても全会一致で意見書を出せるようなそういう努力も必要かと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） まず、1点目の特別交付税に関してです。

既に地方バス路線の運行経費に要する経費というのは多額になっております。その中で、3月交付決定の特別交付税に加味しようと思いましたが、大体3月下旬に交付があるわけなんですけれども、同時に省令の改正も行われます。そこに反映するためには、3月議会まで継続審議いただいて、仮に同様の内容で提出いただいたとしても、ちょっとタイムラグがあるかなと思っております。来年度も引き続きバスの購入でありますとか、さらにはその他もろもろの地方バス路線の維持に要する経費が多額になることから、少しでも早く意見書を提出することによって、国の制度の充実を促していきたいという思いで出しておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

常任委員会では、1、2に関しては全く問題がなかったというような報告を私は受けました。3に関して、特に継続審議になった理由としては大きいといった説明を受けたわけですが、それであるならば、3に関しては引き続きの継続審議をできればお願いしたいと思っております。1、2に関しましては、そういったところから先ほども申しましたように、今回の提出、発議という形で賛成者を募らせていただいて出させていただいた次第です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 特別交付税の算入の関係で早く提出ということでございますけれども、これは当然いろんな地方からの声を聞いて、災害があった場合でも、そういう特別交付税というのは加算をされるわけでありまして、やはりこういういろんな地域の公共交通の関係で声を挙げていこうというのは当然でありますけれども、本町の場合はJRバスの撤退というこ

とで、今、京丹波町や南丹市、そして福知山市と一緒に代替交通の取組をしとるわけでございますので、やはりそういうところとも連携をして、1町でも、1市でも、多くの市町村が声を挙げていくことこそ、特別交付税の算入というのも実現していくんじゃないかというふうに思うんです。だからそういう面では、我々議員としても、南丹市や福知山市へも声をかけて、一緒にそういう声を挙げようじゃないかということも私は必要だと思うんです。あえてその中で、京丹波町が先に意見書を上げようということで提案されているわけですが、すけれども、しかし、本来、提出者が3項目について意見書を出されて、委員会で協議をされたわけでありますから、3項目について意見書を提出するというのが提出者としての本来の立場ではないかと思えますし、2項目ということになれば、同じ会派だけではなしにほかの会派にも呼びかけて、できるだけ多くの議員の賛同を得て、私は意見書として提出をしていくというのがやっぱり考えるべき立場だと思うんですけれども、その点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今のご意見は意見としては承っておりますが、発議としての要件は満たしているものと思っております。特別交付税に関しましても、先ほど災害のことも言われていましたが、特別交付税の特に3月交付分に関しましては、算式分、いわゆるルール分と言われているものと、先ほど言われたような災害に対応するような特殊財政需要分（勘案分）というものがありますので、特殊財政需要分の災害対応の特別交付税があるとかそういう話とはちょっと違うかなというふうには思っております。京都府でありますとか市議会議長会からも要望が出されておりますので、その枠組みに入ります南丹市、福知山市とは、引き続き意見書を出していただけるように多方面から働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

森田君

○12番（森田幸子君） 先ほど山田議員がおっしゃったことは私も同感と思えますし、最後の3点目についてもどのようにして省かれたのか。私は、常任委員会での決議というものはもっと大事にしてほしいと思えますし、近隣市町との協調性についてはどのようにお考えなのかお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今も意見として承っております。

疑義という面では、今出した意見書に対する疑義というところはなかったと思えますので、あえて言いますならば、先ほども申し上げましたように引き続き近隣市、京都府であります

とか市議会の議長会からは出されておりますので、そういったところを南丹市や福知山市も、追随と言ったらあれなんですけど、引き続きやっていただけるように、協調という意味で、それも協調だと思っておりますので、そうしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） ちょっともう1点お尋ねしておきます。

先ほど委員会での審議の状況で、1、2項目ということで、3項目は継続審議でという考え方かと思うんですけども、地域公共交通の維持・確保に関する意見書を山崎裕二議員が提出されて、総務産建常任委員会で審議をされておるわけでございます。3にいろいろ議論が出ましたけども、3項目が継続審議としてなっておることからすれば、やはり議会としてそういう審議をされておるわけでありますから、時期がちょっとずれるということはあったとしても、あえてそのことを横に置いて2項目だけ出すということは、やはり提出された意見書としては3項目で意見書として出されたわけでありますから、あえて出すということになれば、1、2、3項目で出すというのが本来の考え方ではないかと思うんです。委員会に付託されて委員会で継続審議ということは、当然、3の項目に議論が集中しましたがけども、1、2、3は継続という、当然そういう考え方に立つべきだと思うんですけども、その点について伺っておきたいということ。

それと、先ほど申し上げたように、地域公共交通の問題ですので、全会一致でやっぱり提出するということが非常に私は大事だと思うんですけども、その点について、あえて会派の方々の賛成者で提出されるということになっておるわけでございますけども、やっぱりほかの会派も一緒に協議をして、ほかの会派の方も賛成者になるというようなそういう取組をして、意見書として私は出していくべきじゃないかと思うんです。その点について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 結果として、最初、総務産建常任委員会の付託を受けて審議いただきました。継続審議になったということを受けて発議になったということですので、そこで全会一致になっておれば発議になったと思いますので、まず発議に至った理由としてはそういったところなんです。ぜひ皆様のご賛同をいただいて、全会一致でこの意見書が提出できることを望んでいます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

西山君。

○6番（西山芳明君）　ただいま発議として提案されております意見書でございますけども、もう少し経過を申し上げますと、本件につきましては、もともと12月1日の議会運営委員会に提出された意見書（案）では、今回の発議第1号の内容に加えまして、3項目めにバスの運転手の高齢化等に伴う人員確保や育成に対する支援強化の取組を求める内容が含まれておりました。議会運営委員会としては、この意見書の取扱いについて所管する総務産建常任委員会に付託して、そして審査をしてもらうことに決しまして、12月12日に開催されました同常任委員会におきまして継続審査というふうになりました。その中で、とりわけ出ておりましたのが、先ほどから山田議員等が発言されておりますけども、特に、今、園福線の代替運送について、来年の4月から新たな交通システム体系で、JRとは別な事業所が運営をしていくといったことに関係するわけでございますけども、その委員会の中で、他の2市、いわゆる福知山市、それから南丹市との連携の必要性を強く発言される意見が出ておりましたし、また、公共交通の持つ重要性に鑑みて、もう少し議論を深めるべきだということで継続審議になったという、こういった経過がございます。そうした経過にある中で、今回この3の項目を省略して、1、2は全く同じ内容の意見書でございますけども、発議としては山崎裕二議員が発議者になっておられますけども、賛成者として総務産建常任委員会の副委員長やら、あるいは委員の方が名を連ねて提出をされておるといような状況でございます。やはりこういうことは総務産建常任委員会での継続審議という結果につきまして、より内容の精査を行い、常任委員会の固有の権限である所管事務調査を経て、委員会の発委として、委員会総意の下での意見書提出に向けた方向を目指そうとしている委員長の方針や、あるいは継続審査という委員会の意向を無視した極めて独断的かつ議会の円滑な運営を妨げるとも取れる提案であると考えますが、発議者の真意を再度質問したいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　山崎君。

○1番（山崎裕二君）　るる意見をいただきました。

先ほどから意見をどうですかという質疑が続いてるんですが、総務産建常任委員会の審議を経て、継続審査となったことを受けて、発議として提出したものであるということに尽きると思いますので、答弁いたします。

○議長（梅原好範君）　暫時休憩します。

休憩　午後　2時06分

再開　午後　2時06分



○議長（梅原好範君） 再開します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 私からの答弁はありません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

居谷君。

○5番（居谷知範君） ただいま上程されております発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、本発議の意見書（案）に記載されております地域公共交通の維持・確保のための財政的な支援、とりわけ特別交付税について、さらなる拡充を図るよう求めること。そして、路線バス事業者への補助事業に対する要件緩和など、国庫補助制度の見直しを求める部分については異論を唱えるものではありません。全国の路線バス運行事業者の約9割が赤字と言われ、地方公共交通の維持・確保に関する支出は、地方自治体において増加の一途をたどっており、その支援措置が必要な状況にあることは明らかです。

また、本町においては、本年度末に西日本JRバスが園福線から撤退し、その路線を中京交通並びに京都交通が4月から引き継ぐことが決まっており、そのイニシャルコスト、初期導入費用についても非常に大きな歳出となります。こういった部分への財政的な措置も、地域公共交通を維持していくに当たり当然必要となり、関連する南丹市や福知山市と歩調を合わせる事が重要であると考えますが、今回そういった動きは残念ながら見られませんでした。

そして、決定的に、本意見書は最も重要な部分が欠落してしまった意見書であると言わざるを得ません。それは、委員会においても継続審議となった運行の担い手の確保、運転手の確保と育成支援に対する支援の強化を求める部分の問題です。全国各地で運転手不足による減便や運休、路線の廃止などが皆様ご承知おきのとおり急速に進み、今や大きな社会問題化となっています。この類いのニュースを目にしない日はないくらいと言っても過言ではありません。運転手不足は、高齢化も一因として大いにありますが、新型コロナウイルス感染症の後遺症、つまりは社会経済活動が停滞したことによる大量の離職者が発生し、社会が元に戻ろうとしている今日、新たな運転手の確保ができずに減便や運休、路線の廃止に至ってお

り、さらにはいわゆる2024年問題もあり、運転手の確保が全国的な喫緊の課題であることも明らかです。

総務産建常任委員会で審議された発委としての意見書でもこの部分は述べられており、意見書を有効かつ意義あるものにしていくために、さらに研究を重ねるべく継続審議となったものであります。それにもかかわらず、本来、委員会において意見書が否決された場合に、発議として本議案が上程されてくるのであればまだしも、総務産建常任委員会で継続審議となった意見書（案）を委員会において合意が取れた部分のみを抽出し、合意や賛同を得られなかった部分を削除し、発議として上程されるのは、賛成多数で継続審議となった委員会軽視であると指摘せざるを得ません。また、その副委員長が賛成者として名を連ねることはあってはならないことであります。

地方公共交通の維持・確保をこの先も持続可能なものとするために、運転手の確保や育成に係る財政支援を求めること。そして、労働環境の改善などを行った上で、運転手の確保に全力を挙げるよう求めることは必須であります。国から地方自治体や運行事業者に向けた財政的支援だけでは、決して解決される問題ではありません。この部分が欠落している以上、本意見書（案）に賛成することはできないことを申し述べさせていただき、私の反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 私は、今回の発議による意見書（案）につきまして、反対の立場で討論をいたします。

地域公共交通の存在意義は、誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通を維持・確保するためであります。国や府、市町の補助を受けながら運行をされております。運転免許を持たない、あるいは返納された住民の皆様や運転免許を持つことができない通学生の皆さんの重要な移動手段であります。同時に、高齢化のさらなる進展で、より自動車を手放す高齢者も増える可能性があるため、その需要は高まることも考えられます。

しかし、現在の地域公共交通の現状は、鉄道、バス、タクシー事業など全てにおいて経費の吸収ができなく、赤字となり、事業として危機的な状況にあります。

最大の原因は、利用者が減り続けているからであります。また、利用したい住民の皆さんが使いたくても運行経路が幹線道路にあり、そのバス停まで歩いていくことができない現実

があります。

さらに、運転手の確保が難しく、最終の手段として路線の縮小や減便などの対処で運行することが読めなくなり、サービスの低下に拍車がかかることで、さらに事業者が減るという状況になっております。全ての業種で運転手不足となっており、とりわけバス運転者にとっては、定時運行に加え、早朝勤務や長時間勤務など労働環境が他の業種と比較にならないほど過酷であること。運賃収益が上がらず報酬が低いことから、敬遠される状況となっております。

意見書にありますように、公共交通の運営には、バス事業者へのさらなる財政的な支援が必要となってきます。地方交付税法には、普通交付税の算定方法によって捕捉されなかった特別な財政需要に対する特別交付税、算定事項には地方バス路線の運行時に要する経費、これが明記をされております。まずは、国に対して特別交付税の計画申請を町により行う必要があります。

バス運転者の確保につきましては、バス運転の特殊性、運行経路の地理的特性、法的遵守事項、健康状態、持続性が低いなどから、事業者の責任において確保する必要があると思っております。もちろん、大型二種の免許取得費用は高額であり、一部補助など財政的支援は必要だと考えております。

委員会において、関係市とも連携し、足並みをそろえた南丹市、福知山市、京丹波町、2市1町による提出が望ましい。公共交通の現状は、高齢化・少子化の要因だけで起きているのではない。住民の方にとって乗っていただくために必要なことを今の状態に適した形に作り替えるなど、時間をかけて考え検討する必要があるなど、各委員より意見を受けまして、否決、不採択でなく、よりよい内容にて発委として採択するべく、継続調査と決定をされたものでございます。

したがいまして、委員会に付託されました意見書から1項目は削除されておりますが、同一内容でありますことから反対を申し述べるものであります。

また、先ほどもございましたように、総務産建常任委員会委員として所属されております2名の議員が賛成者となられていることにつきましても、継続調査としました委員会判断を重く受け止めていただく必要があることを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書について、原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は、否決されました。

《日程第46、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第46、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75号の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第47、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第47、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和5年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 山崎裕二

〃 署名議員 山崎眞宏